



マクダーモット国際法務ハイライト

目次

- 1 ナショナリズムとクロスボーダーM&A
- 3 「ガンジャンピング」に要注意—欧州裁判所、欧州委員会によるノルウェーのシーフード会社に対する課徴金を合法と判断
- 5 Going Global—医療業界における国際的なジョイントベンチャー及び業務提携
- 7 EU一般データ保護規則(GDPR)のツールキットとして使えるフランスのコネクテッドカーに関するコンプライアンス・パック

マクダーモット国際法務ハイライト 2018年度の最新版をお読みいただき、ありがとうございます。

この季刊誌は、日本企業が海外へ拡大するにあたって、現在直面し、又はこれから直面するかもしれない法的な課題に焦点を当てており、マクダーモットの米国と欧州の弁護士によって書かれた記事をまとめたコレクションです。日本企業に関連するテーマで、当事務所が専門とし、豊富な経験を誇るものについてのニュースをお届けします。

この法務ハイライトの最新情報が、皆様のお役に立つものであることを、事務所一同願っております。質問やご相談については、マクダーモットの各担当弁護士、または私に、どうぞ遠慮なくお問い合わせください。

ジャック・ビュアール

パートナー弁護士

パリ、ブリュッセル

マクダーモット・ウィル&エメリー法律事務所

ナショナリズムとクロスボーダーM&A：国際的取引においてポピュリスト政治を切り抜ける

デイビッド・ダイ(上海)、ジェイコブ・A. クーパー(ボストン)

G20 国家のうち過半数の国では、外国の利益を犠牲にして国内の利益を強化する政治キャンペーンが有権者の支持を集めている。すなわち、ナショナリズム（大衆主義）が歓迎され、グローバリゼーションが排除されているのである。

大衆主義的な発言が、世界中の政治の世界において急増している。インドのモディ首相による“India First”から、トランプ米大統領の“Make America Great Again”まで、政治家は、そうした発言により、人気を獲得し、自国の栄光を切望する有権者を刺激している。

ナショナリズムの高まりに伴い、グローバル化の2つの要素、すなわち①商品・サービスの移動（貿易）の自由と②人の移動（移住）の自由、が世界中で攻撃にあい、保護主義や反移民政策がグローバル化された世界秩序を混乱させている。こうした状況下では、グローバル化の第3の要素、すなわち③資金移動又は投資の自由、もナショナリズムの影響から逃れることはできないかもしれない。

ナショナリズムの高揚がクロスボーダーの投資や取引を危うくする可能性を示す例はいくつもある。直近の2つのケースとして、中国のアントフィナンシャル（Ant Financial）による米国のマネーグラム（MoneyGram）の買収と、米国のPPGインダストリーズ（PPG Industries）によるオランダのアクゾノーベル（Akzo Nobel）の長期に渡る買収交渉の崩壊が挙げられる。これらのケースは、ナショナリズムの高揚が国際的な取引の減少をもたらすということを示すものではないが、ナショナリズムは、クロスボーダー投資やM&Aの複雑さと厄介さを増長するリスク変数である。

宙に浮いたアントフィナンシャルによるマネーグラムの買収

中国の巨大Eコマース企業であるアリババの金融決済関連会社で、中国に本社を構えるアントフィナンシャルは、2017年1月以降、米国の金融決済企業であるユーロネットとの間で、クロスボーダー決済サービスを提供する米国のマネーグラムの買収に向けて競い合ってきた。3社間の長い交渉の末、アントフィナンシャルは、2017年4月、12億ドルのオファーを出してユーロネットに勝利した。

ユーロネットは、交渉の最中、さらにはマネーグラムがアントフィナンシャルのオファーを受け入れた後においても、中国企業が米国の決済サービス提供企業を支配することに対する安全保障上・データ保護上の懸念を強調してきた。ユーロネットは、アントフィナンシャルが主として中国の投資家により所有されていることから、米国の資金移動業者となるのに必要な基準を満たしていないことを繰り返し指摘してきた。

米国政府内にもユーロネットの主張に同調する者がいたのであろう。2017年7月11日、アントフィナンシャルは、承認を得られないまま通常75日の審査期間を過ぎた後に、対米外国投資委員会（以下、「CFIUS」という。）による審査のために、再度の届出を余儀なくされた。CFIUSは、外国企業による米国企業の買収案件の全てについて、国家

安全保障の観点からの審査を行う。アントフィナンシャルが通常の審査期間内に承認を得られなかったことは、米国政府の審査の厳格化の高まりを示している。ユーロネットが本拠地を置く州から選出されたジェリー・モラン米国上院議員は、本取引が米国民に対して重大な安全保障上の懸念をもたらすと公然と述べ、CFIUSに働きかけた。

トランプ大統領の「アメリカファースト」の外交政策を政治的背景にする中、米国企業と中国企業間のビジネス上の関係は複雑で計測し難い。それにも拘らず、ユーロネットの安全保障上の懸念に基づく主張は、中国による金融操作に対するトランプ政権の安全保障上の懸念とうまく調和するため、同政権の利益と合致した。アントフィナンシャルとマネーグラムの取引は現在宙に浮いているが、その原因の一端は大衆主義的な発言と政策による。マネーグラムの株主は、CFIUSがアントフィナンシャルの取引を承認しなかった場合、ユーロネットによる低い買収価格（2億ドル低い）を受け入れざるを得ないというリスクに晒されている。

PPGによるアクゾノーベル買収の断念

2017年3月上旬、米国の塗装・特殊コーティング製造提供業者であるPPGインダストリーズ（以下、「PPG」という。）は、オランダの競合企業であるアクゾノーベルを280億ドルで買収する提案を行った。PPGにとってタイミングの悪いことに、その数週間後には、排外的・国家主義的色彩が大部分を占めたオランダの国会選挙が行われる予定であった。オランダの世論は、外国企業による自国企業の買収につきますます懸念するようになっていた。この懸念は、外国企業による買収を国家のアイデンティティーの喪失と結び付けようとする国家主義的傾向のある政治家によって、更に掻き立てられた。

比較的穏健な政治家が勝利を収めた選挙の後、オランダの政治家は本取引に反対し続け、ついには複数の州やオランダ経済大臣までもが、本取引を公然と批判するようになった。批判の根拠は、オランダの労働者や労働基準に関する懸念、オランダが支配する企業を維持することの必要性等であった。

PPG は 3 度にわたって追加のオファーを行い、2017 年 5 月には買収額が 295 億円にまで昇ったが、それでもアクゾノーベルは、PPG の打診を拒み続けるために国家主義的政治背景を利用し、PPG との交渉を拒んだ。アクゾノーベルの大多数の株主は、同社の防衛的な姿勢を承認したが、同社の主要株主であるヘッジファンドのエリオットアドバイザーズは、オランダの裁判所に対して、PPG との交渉を拒絶する経営陣の解任を求めた。

オランダの裁判所は、アクゾノーベルの行動は大多数の株主の意思に合致していると判断し、エリオットアドバイザーズの主張を斥けた。本件は、ナショナリストのメッセージを強化し、立法者に対し、外国企業によるオランダ企業の買収を困難にさせるような法律の制定を促した。6 月 1 日、PPG は、本件をこれ以上前進させる法的・政治的手段が尽きたと判断し、正式にオファーを取り下げた。

PPG のアクゾノーベル買収に向けた試みの失敗は、国家主義的傾向がさらなるプレッシャーを生み、外国企業による敵対的買収に対抗するための防衛措置を勢いづけることを示す例である。アクゾノーベルの独立性を支持する強い政治的圧力がなければ、同社が株主に防衛の正統性を論証することは、大幅により困難だったであろう。

ナショナリズムがクロスボーダーM&A をより複雑にする

PPG のアクゾノーベル買収に向けた試みの失敗は、国家主義的傾向がさらなるプレッシャーを生み、外国企業による敵対的買収に対抗するための防衛措置を勢いづけることを示す例である。貿易や移民のように、国際投資やクロスボーダーM&A も肥大化するナショナリズムの影響を避けられない。アントフィナンシャルとマネーグラムの取引は、ナショナリズムによって、企業価値が何億ドルという規模で減殺され得ることを示す。また、PPG のアクゾノーベル取得に向けた試みは、企業が国家のナショナリスト的熱狂を利用することで、防衛的なポジションを強化できることを示唆する。

これらの事例をみると、国家利益が重視される時勢においてはクロスボーダーM&A の将来は暗いように思われるが、国際的な取引につき必ずしも成功の見込みがないわけではない。

第一に、ナショナリズムが最も猛威を振るっているのは先進大国であるのに対し、クロスボーダーM&A は、発展途上国において最も急成長しているのである。また、途上国間での投資も増加し続けている。たとえば、中国による高利益の買収計画は、米国やヨーロッパでは、主としてナショナリズムの影響で頓挫しているが、中国の一带一路構想に基づく中東や南アジアの発展途上国への投資は増大している。すなわち、国際的なディールメイキングは、ナショナリズムが大きなリスクをもたらすような成熟した市場に依拠していないのである。

第二に、貿易保護主義や反移民主義といった国家主義的政策は、必ずしもクロスボーダー取引を制約するわけではない。むしろ、実際はその反対である可能性もある。世界銀行の研究によると、保護主義が強化される時期は、国際的な M&A や投資が増加するとのことである。

第三に、アウトバウンドの M&A は、国家主義的な政策課題を推し進めるメカニズムとなる可能性がある。グローバルな舞台においてより大きな役割を果たし、存在感を増そうとする国家にとって、自国の企業にクロスボーダーの買収を通してより国際社会での活躍の場を広げさせることは、自身の政策課題にとって補完的であるかもしれない。こうした要素が、近年の中国による対外投資の急増の要因の一つとなっていることは明らかである。

国際的な取引のフローに対するナショナリズムの影響に関わらず、ナショナリズムの増大は、クロスボーダー取引を行うあらゆる企業が対処すべき重要なリスク変数である。

「ガンジャンピング」に要注意-欧州裁判所、欧州委員会によるノルウェーのシーフード会社に対する課徴金を合法と判断

ダニエル・ヴォン・ブレバーン(デュッセルドルフ)、[パトリック・ウィスロー](#)(デュッセルドルフ)

ノルウェーのシーフード会社である Marine Harvest ASA (以下、「マリンハーベスト」という。)は、2012 年から 2013 年にかけて、ノルウェーのサーモン製造・加工業者で

ある Morpol ASA（以下、「モーポール」という。）を買収した。マリンハーベストは、EU 企業結合規則に基づき本取引について欧州委員会に届出を行ったが、欧州委員会がこれを承認する前に、買収手続を実行した。そのため、欧州委員会は、2014 年に、マリンハーベストに対し、「ガンジャンピング（フライング）を行った」ことを理由に、課徴金 2000 万ユーロの支払いを命じた。2017 年 10 月 26 日、普通裁判所は、欧州委員会の課徴金納付命令が合法であったと判断した（以下、「本判決」という。）。

事案の概要

2012 年 12 月 14 日、マリンハーベストは、モーポルの創業者であり前 CEO でもあるジェームズ・マレク氏が保有する複数の会社との間で、株式譲渡契約（以下、「本契約」という。）を締結した。本契約に基づき、マリンハーベストはモーポルの株式の 48.5%を取得した（以下、「最初の取引」という。）。最初の取引は、2012 年 12 月 18 日にクローズした。2013 年 1 月 15 日、マリンハーベストは、残る 51.5%のモーポール株式について、義務的公開買付（以下、「本公開買付」という。）を開始した。2013 年 3 月の本公開買付終了によって、マリンハーベストは、モーポルの株式のうち計 87.1%を保有することとなった（一連の取引を総称して、以下、「本取引」という。）。

マリンハーベストは、2012 年 12 月 21 日、欧州委員会に対し、「ケースチーム割当て要請書」を提出することで、欧州委員会と最初の接触を持った。同要請書の提出は、EU 企業結合規則下での届出前手続を開始することになる。マリンハーベストは、その後、届出書の案及び情報提出要求に対する回答を数度に渡り提出した後、2013 年 8 月 9 日、正式に本取引の届出を行った。欧州委員会は、2013 年 9 月 30 日、条件付きで本取引を承認した。

欧州委員会は、2014 年 3 月 31 日、マリンハーベストが「ガンジャンピング」を行ったとして調査を開始し、2014 年 7 月 23 日の決定によって、同社に対して 2000 万ユーロの課徴金の納付を命じた（以下、「本課徴金納付命令」という。）。欧州委員会は、マリンハーベストが、最初の取引を実行したことで、モーポールに対する事実上の支配を獲得し、企業結合規則第 7 条第 1 項が規定する待機義務に違反したと判断したのである。待機義務とは、欧州委員会への届出とその承認を必要とする取引を、承認獲得前に実施しないという義務である。

マリンハーベストは、最初の取引の実行は公開買付の場合の待機義務の免除（以下、「公開買付免除」という。）を規定する EU 企業結合規則第 7 条第 2 項により待機義務から免除されていると主張したが、欧州委員会はこの主張を受け入れなかった。公開買付の場合、欧州委員会の承認前に、公開買付や一連の証券取引を通じて多数の売主から支配権を獲得することができる。但し、公開買付免除は、取引が欧州委員会に遅滞なく届け出られ、買主が自己の議決権を行使しなかった場合にのみ適用される。欧州委員会は、公開買付免除は、事実上の支配を与えることとなる「圧倒的な量の株式（significant block of shares）」を 1 名の売主から取得する場合に適用されることを想定したものではないとする。

マリンハーベストは、普通裁判所に対し、本課徴金納付命令を上訴した。普通裁判所は、本判決において、欧州委員会の判断が、違反認定及び課徴金額の双方の点において合法であったと判断した。

本判決の意義

本判決は、ガンジャンピング（競争法当局による承認前の取引の実行）が重大な結果をもたらし得ることを強く再認識させる。EU 企業結合規則に基づき、欧州委員会は、待機義務に違反した企業に対し、当該企業グループの総売上の 10%を上限とする課徴金を科すことができる。EU 以外の大部分の主要な競争法当局も、同様の制裁を科すことができる。

本判決はまた、少数株式の取得が事実上の支配権の取得と判断される可能性があることを確認する。特に問題となるのは、株式保有の規模や過去数年の株主総会における他の株主の出席状況からみて、当該少数株主が株主総会において単独過半数となる可能性が高い場合である。さらに、普通裁判所は、支配権を行使することが「可能」であれば、待機義務の違反として十分であると強調した。すなわち、買主がその可能性を実際に利用したかどうか（マリンハーベストは利用を否定していた）は、結論に影響を及ぼさないのである。

最後に、本判決は、欧州委員会が、公開買付免除に関する狭い解釈を採用できることを明らかにした。承認前に一部でも取引を実行するに際し公開買付免除に依拠しようとする当事者は、可能な限り、欧州委員会に相談した後に取引

を実行すべきである。実際、欧州委員会は、マリンハーベストが事前に相談を行わなかった点に過失があったと判断しており、普通裁判所も同判断を支持している。欧州委員会は、マリンハーベストが手続き中一貫して主張したように、過去にきわめて類似した企業結合案件において課徴金を科さなかったにもかかわらず、マリンハーベストに対し多額の課徴金を科すべきと判断したが、同判断において同社が相談を欠如したという過失は重要な要素であった。

Going Global – 医療業界における 国際的なジョイントベンチャー及 び業務提携

ハミッド・ユニス(ロンドン)

政府やその医療制度の運営者は、より高品質で、経済的に実現可能かつ信頼性の高い医療サービスを提供することを目指している。これは、そうした要求を満たすサービスを提供できる事業者にとっては、絶好の機会となっている。

近年、グローバルな医療機関、医療制度運営者及び政府が、より高品質の医療サービスを提供するためのベストプラクティスの実現を目指して、国際的なジョイントベンチャーや業務提携を行う例が増加している。

- 医療機構、大学病院、主要病院といった大規模な医療機関等（以下、「国際医療機関」という。）
- 国、地方の保健当局、医療制度運営者等（以下、「医療制度運営者」という。）

これらの組織がそれぞれの業務提携の目的を達成するために、アレンジメント時に考慮すべき事項は多い。同様に、当事者が陥りがちな落とし穴も多く存在する。

初期のデューデリジェンス

業務提携にどのようなメリットがあるかを確認し、生じ得るリスクを軽減するための最良の手段は、入念な準備と徹底的なデューデリジェンスを実施することである。

初期段階では、以下の調査を行うべきである。

- 相手方企業の法的能力、有効性、実行能力に関する完全な調査。
- 両当事者が、特に現地の還付制度を理解し、かかる制度の下で持続可能なビジネスモデルを構築できるかを判断することも含めた、徹底的な財務分析。
- 現地でどのような主体が活動しており、ジョイントベンチャーや業務提携が現実的に市場における主導的又は持続的なポジションを確保できるかを評価するための、取引相手及び競争事業者に関する詳細な分析。
- 両当事者のガバナンスやコンプライアンスポリシーに関する包括的な調査、及び現地の政治的・経済的・文化的環境の調査。両当事者が、国内外における腐敗・賄賂防止法を遵守するための規範を有しているかという点も確認する必要がある。

知的財産又はブランド名のライセンス

上記のモデルとは異なる選択肢として、ブランド名の使用に関して合意をすることも考えられる。しかし、実務上、相手方を常にモニタリングし品質を確保することはきわめて難しいことから、この方法は避けた方がよい。適切にモニタリングできない場合には、ブランドの悪評が広く拡散するなど、重大なリスクを抱えることになる。

その他の考慮事項

最終合意に達する前に、当事者は以下の点を慎重に検討すべきである。

最適なアレンジメントの検討

国際医療機関としては、事業体組織の中に特定の法主体や特別目的会社を置いて、当該法主体等に利益を持たせておくことが合理的である場合もある。

この方法は、財務・規制対応・税務処理の観点から好ましいだけでなく、より単純かつ透明な構造であることから、モニタリングや紛争処理を行いやすいというメリットもある。

国際医療機関は、医療制度運営者が当該アレンジメントを行うための法的能力や実行力を有しているかを確認する必要がある。

要件調査

各当事者は、当初から各自の狙いと目的を知り、これを相手方にも明確にしておく必要がある。

業務提携事業のマーケティング

両当事者がそれぞれの目的を達成できるよう、業務提携事業は市場において適切に展開されなければならない。

資金調達の必要性の判断

両当事者は、必要となる資金調達の方法、及び業務提携が進行したときの将来的な資金調達の必要性について判断しなければならない。

とりわけ、各時点における資金調達の必要性と、これがアレンジメントを実行する事業体の経済状況やオーナーシップに及ぼす影響について検討することは有益である。

主要な代表者の選任と委員会の組成

国際医療機関及び医療制度運営者の双方からの代表者を含む、経営委員会又は連絡委員会を設けることは、大変有益である。

当該委員会は、業務提携の管理、紛争解決手続、業務提携が成功又は失敗した後の次なるステップの検討等を行う。

紛争解決方法

何か問題が発生した際、事態の深刻さに応じて段階的に問題を解決できるような、紛争解決手続を導入することは不可欠である。たとえば、現地の代表者は上位の代表者に、そして最終的には CEO クラスの者に問題を報告できるものとし、もしそれでも解決できない場合には、仲裁を求め、究極的には裁判所に提訴することができるといった手続である。

人事

この種の業務提携が失敗に終わる主な原因のひとつは、人事に関する合意における欠陥又は合意の欠如である。これらの問題は、人事異動や、誰が経営者として「適任」であるかを巡る考え方の違いによって生じる。

業務提携の際に、国際医療機関の人事に関する方針及び手続を決定する場合もある。現地の移住、雇用、ビザに関する問題については、当初のデューディリジェンスにおいて確認しておくべきである。

インフラ要件

これは、設備、運営及びメンテナンスプログラムに関する規定である。

たとえば、相手方が旧式の又は欠陥のある設備を提供しないように定めておくことは有益である。また、設備が重要な役割を果たす場合には、その設備の状態に関する調査を早い段階で行うことが重要である。

IT

IT のアップグレードやアップデートを行う主体、及びその費用負担については、法的効力のある契約に規定しておくべきである。

サービスの要件及び規格・品質管理

どのようなサービスが誰によって提供されるかを確認しておくことは重要である。サービスの仕様について合意しておくことも考えられるし、綿密に検討された、モニタリング及び測定可能な評価指標に準拠することも考えられる。

報酬及び商業上の取決め

当事者間の報酬及び商業上の取決めが明確に規定されていることは不可欠である。利益分配やサービスに関する相談料の分担について規定する場合もある。

事情変更に関する手続

業務提携にあたって、重大な事情変更、状況変化及び業績変動をどう扱うかに関する手続を定めておくべきである。

業務提携の終了及び事後処理

業務提携が順調に進まず、又は失敗する可能性も考えて計画を立てておくことが重要である。

したがって、業務提携を終了させるイベントや、業務提携が終了した場合の事後処理について、明確な合意をしておくことが望ましい。

たとえば、従業員の帰任や再雇用、知的財産やブランド名の使用停止、財務処理の明確化等についてである。

EU 一般データ保護規則 (GDPR) の ツールキットとして使えるフランスの コネクテッドカーに関する コンプライアンス・パック

ロマン・ペレイ(パリ)

概要

フランスのデータ保護当局は、近時、コネクテッドカーに関するコンプライアンス・パックを公表した。このパックは、フランスだけでなく、ヨーロッパの一般データ保護規則（GDPR）の観点から、コネクテッドカーに課されるデータ保護規制の遵守方法を示すツールキットとなっている。パックは主に自動車製造者に向けたものだが、保険会社やソフトウェア開発者にとっても有用であると思われる。

詳細

2017年10月中旬、フランスのデータ保護当局（CNIL）は、コネクテッドカーに関するコンプライアンス・パックを公表した。これは、個人向けのコネクテッドカーが、フランスの情報保護規制やEUの一般データ保護規則（GDPR）に適合しているかを確認できるように作成されたツールキットである。本ツールキットは、コネクテッドカーに関するデータ保護についてのガイダンスであり、とりわけ以下の点を強調している。

- 情報は、内容の重要性に応じて、様々な方法で提供され得る（契約、ドライバーズマニュアル、車載コンピューター、標準アイコン等）。
- 守秘性確保の手段として、匿名化に代えて仮名化を用いることができるため、サービス提供者は、正当な利益がある場合、データ主体の事前の承諾なく統計を作成することができる。
- 正当な利益に基づき処理されたデータは、データポータビリティ権の対象にならない。

CNILは、実務的にも技術的にも新たなアプローチを用いて、3つのシナリオを作成した。CNILは、情報自己決定の原則、すなわち個人が自己のデータに関する完全かつ自由な支配を有するという原則（デジタル共和国法（2016年10月7日施行、NO.2016-1321）によって国内のデータ保護法に取り入れられた）を初めて考慮した。これは、実務上、テクノロジーの利用（例：位置情報）や、ユーザの権利（例：データポータビリティ権）に重大な影響を及ぼすものである。

シナリオ1 (IN→IN)

1つめのシナリオは、車からデータが収集されるが、そのデータがサービス提供者に移転されたとしても、サービス提供者はこれにアクセスできないというものである。その結果、本シナリオは内部で完結する行動とみなされ、フランスデータ保護法及びGDPR（2018年5月25日施行）の適用外となる。但し、CNILは、情報自己決定の原則の観点から、以下のような必要条件を定めた。

- あらゆるドライバーやユーザが、自己のデータを完全にコントロールできること。
- データが、リアルタイムでのみ処理され、保存されないこと。
- あらゆるドライバーやユーザが、自己の情報をいつでも消去できること。
- データ主体に対し、処理データ、処理の目的、処理の停止及びデータの消去方法等について、完全かつ包括的な情報を提供すること。

シナリオ2 (IN→OUT)及びシナリオ3 (IN→OUT→IN)

2番目のシナリオと3番目のシナリオは類似している。いずれも、データがコネクテッドカーの外部に移転される場合であり、データ保護規制による高度な保護基準が適用される（例：リアルタイムでの車のスピードのデータ処理は、厳しく解釈される）。これら2つのシナリオでは、情報処理活動は目的によって分類され、それぞれ特定の法的根拠に基づいて行わなければならないとされている。情報処理の目的に応じて、データ保存期間、データを受領できる第三者、対象となる情報の種類（例：インフォテインメント、ドライブガイド、アイコン等）及び情報通知に用いるべき書類が決まる。

シナリオ	目的	法的根拠	保存期間	関係者	情報通知
IN→OUT	製品の最適化	正当な利益	3年（仮名化）	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者 - 情報処理者 - ビジネスパートナー（仮名化） 	契約
	事故データの調査	ドライバーの同意	<ul style="list-style-type: none"> - 車両・ドライバーデータ：調査期間 - 車両の技術データ：5年間 	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者 - 情報処理者 	調査への同意書
	車両データの商業的利用	契約	<ul style="list-style-type: none"> - 商業データ：契約期間。訴訟防止のため、契約期間を超える保管も認められる。 - 利用データ：一定期間保管された後、残りの契約期間は集計データとして保管される。 	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者（性能に関するデータについてのみ） 	契約
	車両緊急連絡（eCall）システム	法的義務の遵守（規則 2015/758）	情報処理の目的に必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者 - 情報処理者 	ドライバーズマニュアル
	車両盗難対策	ドライバーの同意/契約の履行	位置情報：調査期間	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者 - 監視プラットフォーム - 法務当局 	契約
IN→OUT→IN	遠隔メンテナンス	契約	<ul style="list-style-type: none"> - 商業データ：契約期間。訴訟防止のため、契約期間を超える保管も認められる。 - 利用データ：一定期間保管された後、残りの契約期間は集計データとして保管される。 - 車両の作動に関するデータ：車両の耐用期間 	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者 - 情報処理者 	契約
	運転経験の拡大	契約	<ul style="list-style-type: none"> - 商業データ：契約期間。訴訟防止のため、契約期間を超える保管も認められる。 - 利用データ：一定期間保管された後、残りの契約期間は集計データとして保管されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> - データ主体 - サービス提供者 - 情報処理者 	契約

お問い合わせ先

ご質問がございましたら、普段相談をいただいているマクダーモットの弁護士か、以下の弁護士まで、ご遠慮なくお知らせください。

Jacques Buhart (ジャック・ビュアール)

パリ / ブリュッセル

+33 1 81 69 15 01

jbuhart@mw.e.com

David Dai (デイビッド・ダイ)

上海

+86 21 6105 0517

ddai@mwechinalaw.com

Jacob A. Kuipers (ジェイコブ A. クーパー)

ボストン

+1 617 535 3931

jkuipers@mw.e.com

Romain Perray (ロマン・ペレイ)

パリ

+33 1 81 69 15 27

rperray@mw.e.com

Daniel von Brevern (ダニエル・ヴォン・ブレバーン)

デュッセルドルフ

+49 211 30211 144

dbrevern@mw.e.com

Patryk Wcislo (パトリック・ウイスロー)

デュッセルドルフ

+49 211 30211 223

pwcislo@mw.e.com

Hamid Yunis (ハミッド・ユニス)

ロンドン

+44 20 7570 1438

hyunis@mw.e.com

このニュースレターについて、質問がありましたらこちらへお問い合わせください。

McDermott Will & Emery についての情報は、

www.mw.e.com をご覧ください。

IRS Circular 230 Disclosure: To comply with requirements imposed by the IRS, we inform you that any US federal tax advice contained herein (including any attachments), unless specifically stated otherwise, is not intended or written to be used, and cannot be used, for the purposes of (i) avoiding penalties under the Internal Revenue Code or (ii) promoting, marketing or recommending to another party any transaction or matter herein.

International legal Highlights is intended to provide information of general interest in a summary manner and should not be construed as individual legal advice. Readers should consult with their McDermott Will & Emery lawyer or other professional counsel before acting on the information contained in this publication.

©2018 McDermott Will & Emery. All rights reserved. Any use of these materials including reproduction, modification, distribution or republication, without the prior written consent of McDermott Will & Emery LLP, is strictly prohibited. This may be considered attorney advertising. Prior results do not guarantee a similar outcome.